

解散公告 (第三回)

当公社は、長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月十七日)の翌日から二箇月以内に申し出てください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

長野県上伊那郡飯島町飯島二五三七番地

飯島町土地開発公社
代表清算人 宮下 寛

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大野一四二二番地
宗教法人楞嚴寺
清算人 西山 十海

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町田垣内七五五番地
宗教法人寶珠寺
清算人 西山 十海

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年二月七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十九日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町熊瀬川六二二番地
宗教法人両谷寺
清算人 西山 十海

配当公告

岐阜市加納天神町四丁目三九番地ブラセシオン加納天神一〇一〇号室、開始決定時の住所名古屋市中区栄一丁目二番一〇号グランアベニュー栄一三〇九号 破産者 美容皮膚科 しらゆきクリニクこと 豊田 吉統

右の者に対する名古屋地方裁判所令和五年(ワ)第二四二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額 金二六八、四四八、六八八円

一、配当をすることのできる金額 金二二、〇一五、八一六円

令和八年八月十九日
名古屋市中村区名駅一丁目一番一号JPTタワー名古屋二二階 弁護士法人しよぶ法律事務所 破産管財人 弁護士 山田 尚武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市花館字唐関一〇番地一八、最後の住所仙台市宮城野区幸町一丁目一六番一四一〇二二番 被相続人 亡 長尾 朋美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

仙台市青葉区二丁目一番二番三番 アーバンネット勾当台ビル一〇階 弁護士法人官澤綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 武田 賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市高館熊野堂字岩口下六三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 菱沼 正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号 ライオンビル三階 宇都・山田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市保戸野千代田町五番、最後の住所秋田市山王二丁目三番一〇一三〇一三番 被相続人 亡 佐藤 公信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

秋田県秋田市山王六一九一 五晃ビル二階 山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡 正悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市蔵王上野五八番地、最後の住所山形市蔵王温泉二二六番地の一
被相続人 亡 志鎌 康一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

山形市本町一丁目三番一四号 ラサル本町二階東 柴田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 柴田 直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市南栄町三丁目一番一、最後の住所山形県山形市青田四丁目七番二四号
被相続人 亡 勝見 航

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

山形市旅籠町三丁目三番二番二Hビル二階 相続財産清算人 弁護士 安孫子英彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市錦町鈴鹿八二番地、最後の住所福島県いわき市錦町鈴鹿八二番地の一
被相続人 亡 高木 高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

福島県いわき市平字大工町六番地の一二 相続財産清算人 弁護士 大谷 好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市高浜二四五六番地二七、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 青木 浩史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一〇号鹿島セントラルビル新館五階 神栖・鹿島セントラル法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀧 智英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市白沢町一一五三番地、最後の住所栃木県宇都宮市白沢町一一六一番地
被相続人 亡 猪瀬キクエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一〇号オノセビル四階 石井裕一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石井 裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市石原一七四五番地 最後の住所群馬県渋川市金井二四七番地住宅型有料老人ホーム和護心渋川
被相続人 亡 高橋 栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

群馬県高崎市栄町二二番地二〇アクティブフリークビル一階渡部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡部 芳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市野口町一丁目二番地四、最後の住所埼玉県東松山市大字上唐子一四九八番地二一 あんしんホーム東松山
被相続人 亡 廣田 治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

埼玉県熊谷市本町二丁目一三六番地ワンチビル二階石井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石井 智章